

本木北町みのり町会 地区防災計画

平成 31 年 3 月 策定

令和 5 年 3 月 修正

本木北町みのり町会

目次

1 地区防災計画とは	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ.....	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等.....	1
(3) 地区防災計画の構成.....	2
(4) 実践と検証.....	3
2 地区特性	4
(1) 地区の成り立ちと現況.....	4
(2) 地震の被害想定.....	9
(3) 水害の被害想定.....	12
3 地震発生時の対応シナリオ	15
(1) 地震発生時の対応シナリオ.....	15
(2) 地区防災マップ.....	15
(3) 地区の課題と対応策.....	20
4 水害時の対応シナリオ	23
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要.....	23
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ.....	23
(3) コミュニティタイムライン.....	28
5 町会における平時の備え	30
(1) 事前対策リスト.....	30
(2) 体制づくり.....	32
※ 様式・資料編	34
資料1 様式集	35
参考様式1 緊急時連絡先一覧表.....	35
参考様式2 備蓄品リスト.....	36
参考様式3 町会年間スケジュール.....	38
参考様式4 防災区民組織名簿.....	39
資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」	40
資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）	40
資料4 あだち安心電話	41
資料5 感震ブレーカーの設置助成	42
資料6 防災無線のテレホン案内	43
資料7 足立区 LINE 公式アカウント	43

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が多く、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

また、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、本木北町みのり町会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「本木北町みのり町会地区防災計画」を策定しました。

また、令和4年度には計画の見直しを行いました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

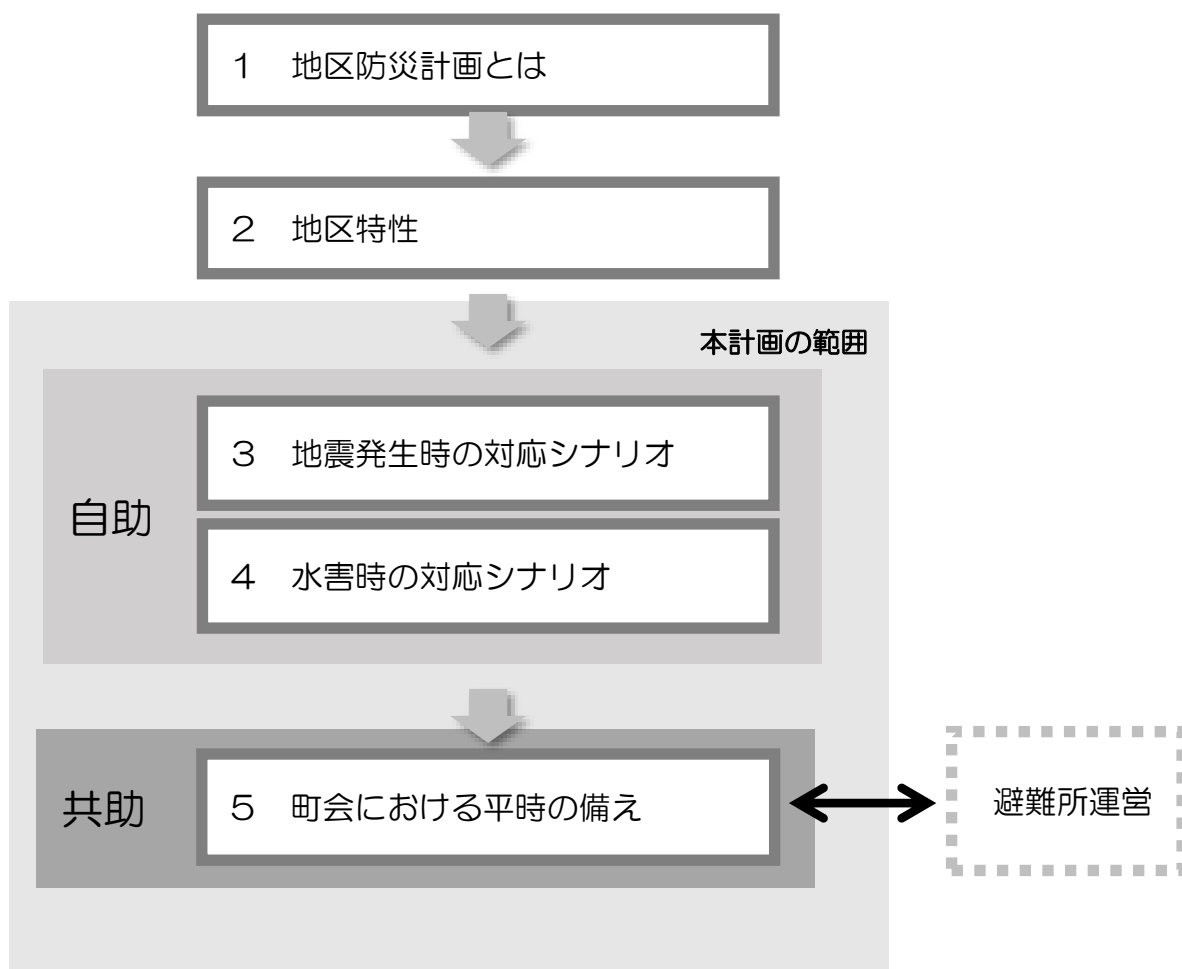
対象とする災害	地震・水害 (平成30年度は地震を中心に検討)
対象とする範囲	本木北町みのり町会 (第一次避難所、避難場所へ避難経路も対象)
対象者	本木北町みのり町会の居住者、事業者など町会内にいるすべての人
対象時期	地震；地震発生時～初動活動～避難行動 水害；台風接近時～準備行動～避難行動

(3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理し、さらに当町会の地区防災マップを作成しました。

「5 町会における平時の備え」では町会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しています。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

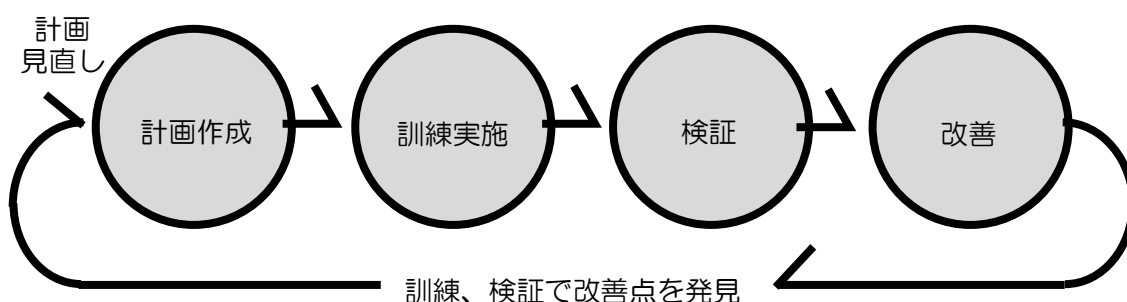


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

(4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

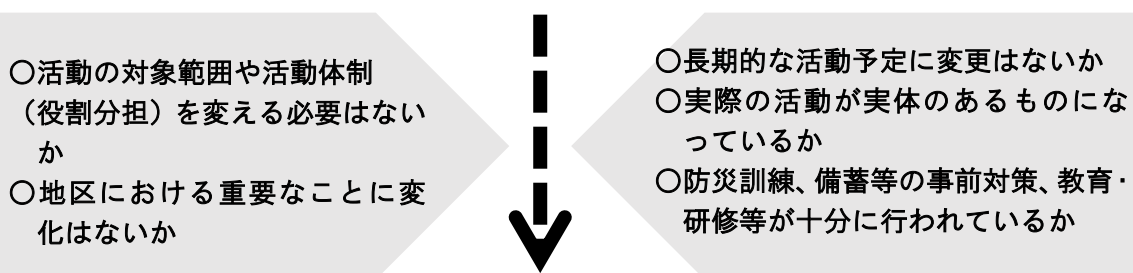
■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練 ○避難所・避難路・避難場所等の確認 ○避難経路上の危険箇所の確認 ○要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練 ○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等) ○防災資機材取扱訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設訓練 ○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)

※訓練は、区や消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まります。

検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。



実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、町会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

2 地区特性

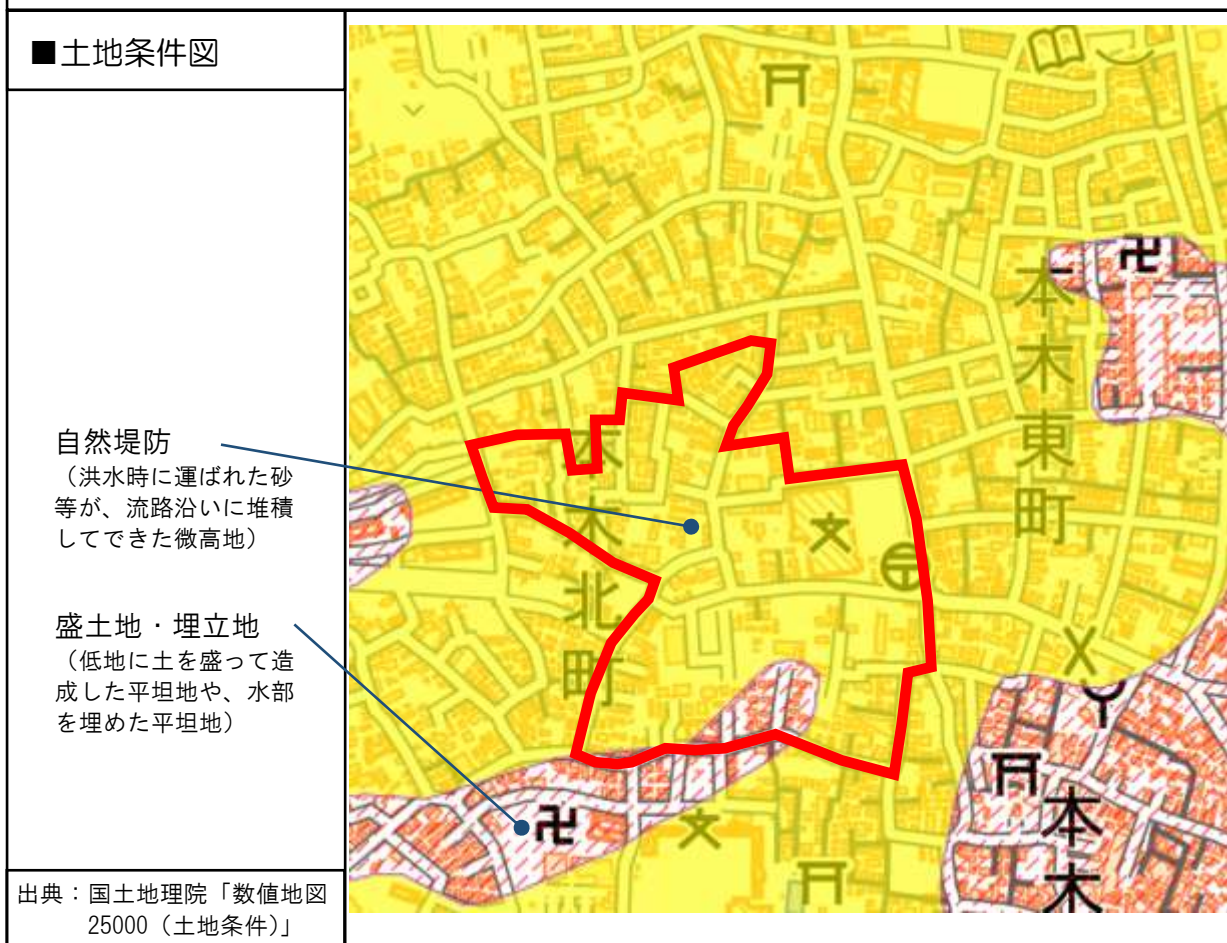
(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

荒川と隅田川の過去幾度かの氾濫によって作られた盛土地・埋立地（荒川氾濫低地）が地区の南側に分布していますが、地区内の大半ではまわりよりもわずかに高い自然堤防が形成されています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト*が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※ シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

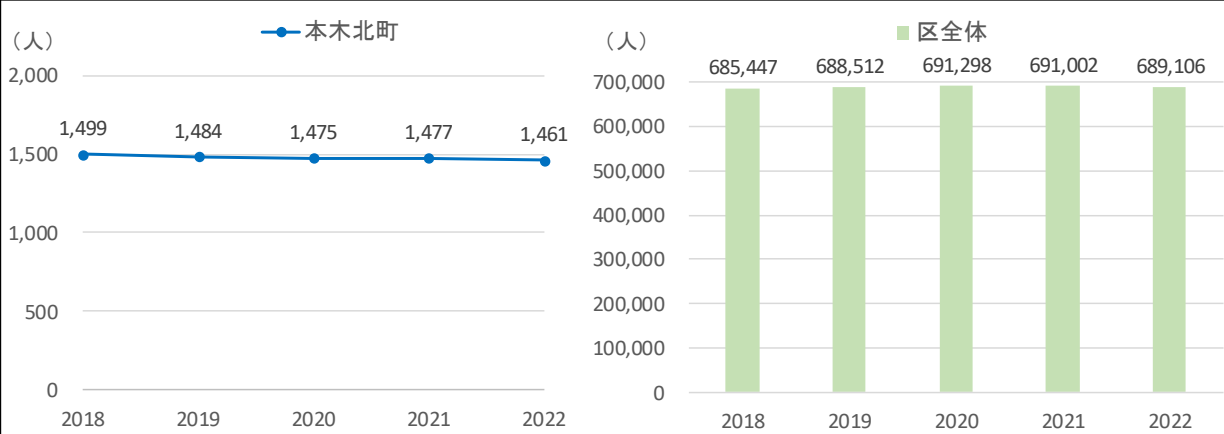


② 人口・世帯数

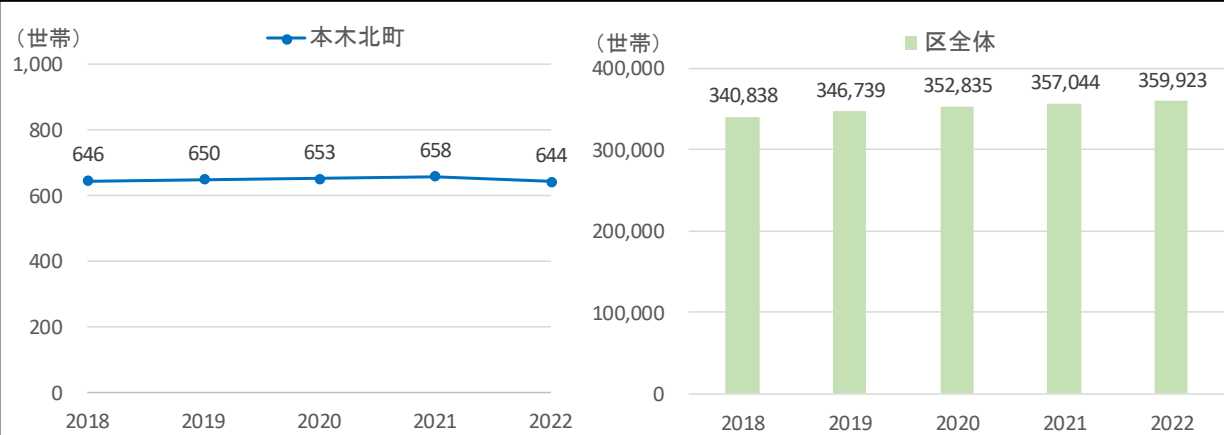
本木北町の人口は 1,461 人、世帯数は 644 世帯となっています（住民基本台帳、令和 4 年 1 月 1 日現在）。

最近5年間の推移を見ると、人口・世帯数はほぼ横ばいの傾向にあります。

<人口>



<世帯数>



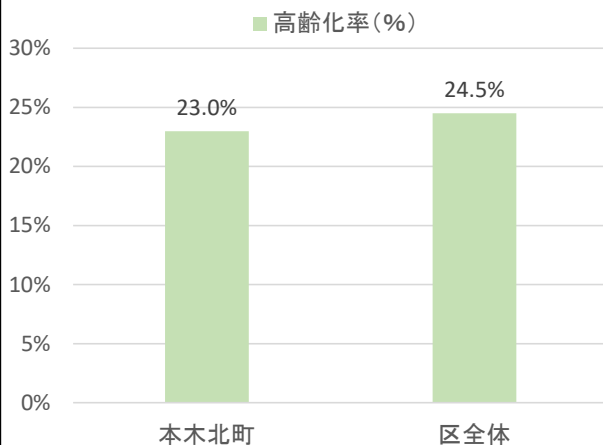
出典：住民基本台帳

③ 高齢化（65歳以上の人口）の状況

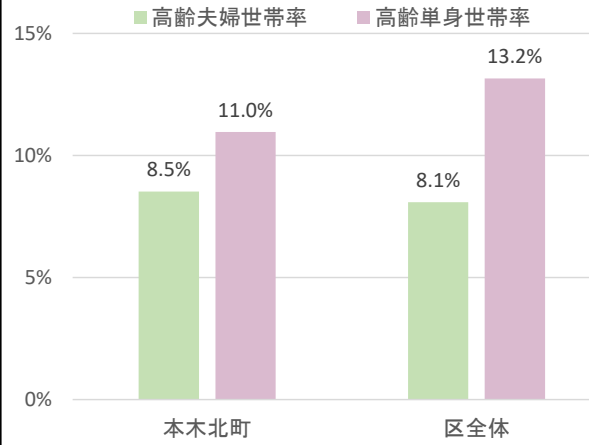
本木北町の高齢化率は 23.0%であり、区全体の値よりやや低い水準にあります。高齢夫婦世帯の割合は区全体よりやや高い状況ですが、高齢単身世帯の割合は区全体より低くなっています。

（注：高齢夫婦世帯は夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）

<高齢化率>



<高齢者世帯の状況>



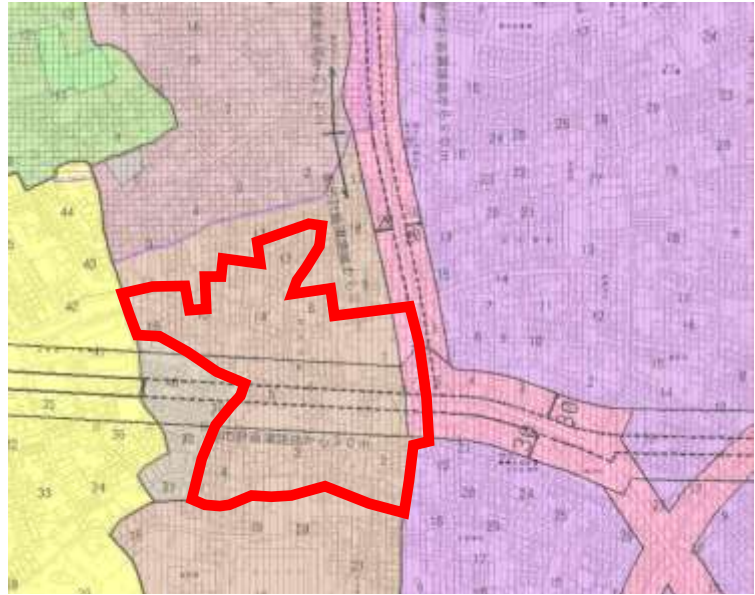
出典：令和 2 年国勢調査

④ 用途地域都市基盤

地区のほとんどが準工業地域（特別工業地区）であり、主要道路沿道が近隣商業地域に指定されています。また、全域が新防火指定区域となっています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域（特別工業地区）
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
区域区分・地域地区等	
	新防火指定



準工業地域：主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場は建設できない。
 準工業地域（特別工業地区）：準工業地域だが、一定の大きさを超える原動機を使用する工場は建設できない。
 近隣商業地域：まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。
 新防火指定区域：すべての建築物は準耐火建築物以上に規制される。

出典：「用途地域等指定図」

⑤ 用途別建物現況

建物用途は、大部分が独立住宅となっていますが、集合住宅も見られます。教育文化施設は本木小学校です。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	農林漁業施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畑
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑥ 構造別建物現況

ほとんどの建物が防火造、耐火造、準耐火造になっていますが、木造建物も点在しています。

<凡例>

耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

準耐火造

外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料でできている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造でできているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料でできているもの

木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑦ 階数別建物現況

建物は、大部分が 2 階建てですが、一部が 3 階建て以上になっています。

<凡例>

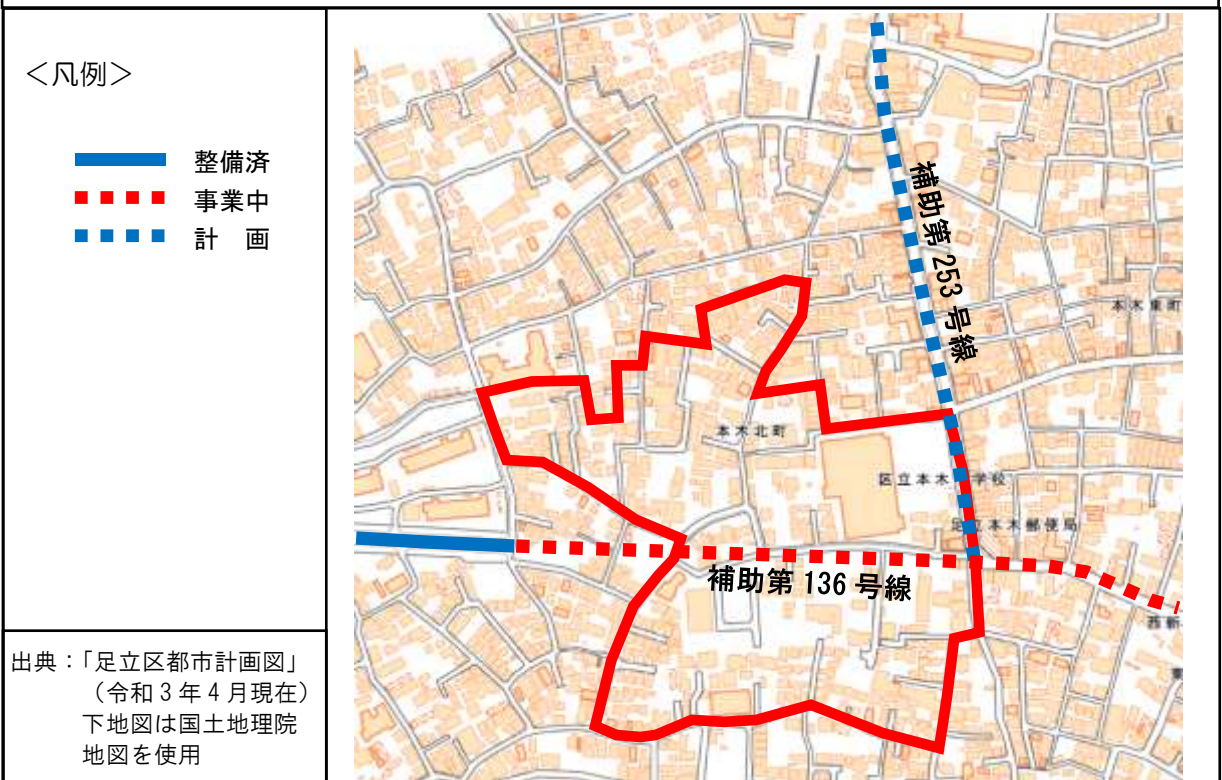
- 1階
- 2階
- 3階
- 中層階(4～7階)
- 高層階(8階以上)



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

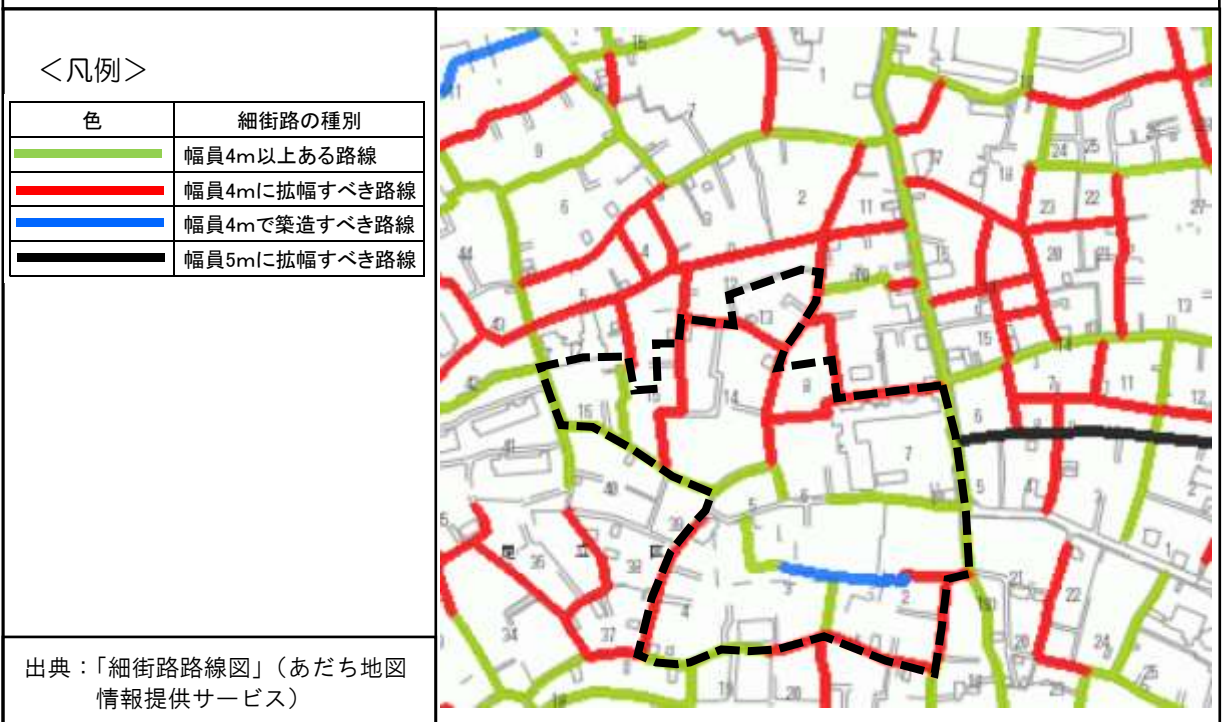
⑧ 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、地区の中央を東西に補助第 136 号線が事業中です。また、地区の東縁を南北に補助第 253 号線が計画されています。



⑨ 細街路の状況

地区内には、幅員 4m に拡幅すべき細街路が多く残っています。



(2) 地震の被害想定

① 首都直下地震の被害想定概要

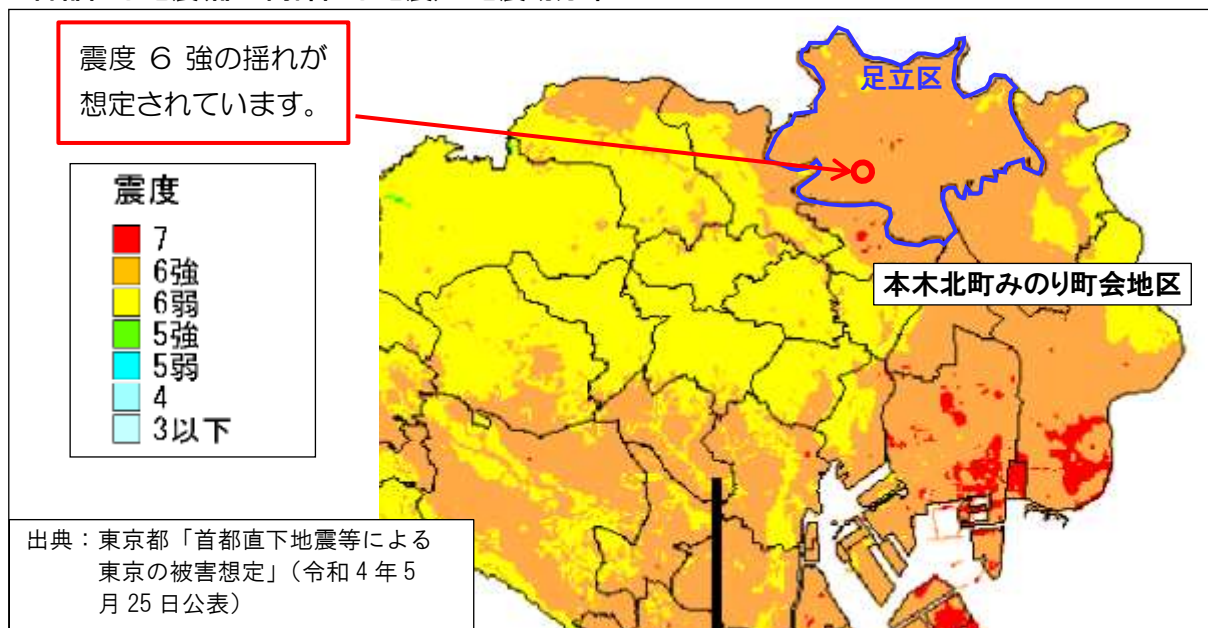
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震(都心南部直下地震)における足立区の被害想定（M7.3、冬の夕方、風速 8m/秒）

被害区分	被害の規模	参考
死者	795 人	区の夜間人口の 0.11%
負傷者	8,507 人	〃 1.2%
建物全壊	11,952 棟	区的全建物棟数の 8.2%
建物焼失	13,546 棟	〃 9.3%
避難者	286,932 人	区の夜間人口の 41.3%
帰宅困難者	44,303 人	区の昼間人口の 7.3%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

■首都直下地震(都心南部直下地震)の地震動分布



6強

【震度 6 強】

- はわないと動くことができない飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたりすることがある。

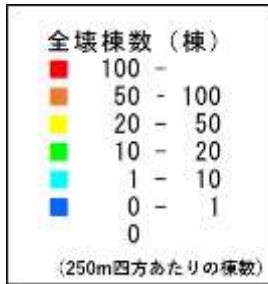
耐震性が高い 耐震性が低い

出典：気象庁HP
「震度の階級」

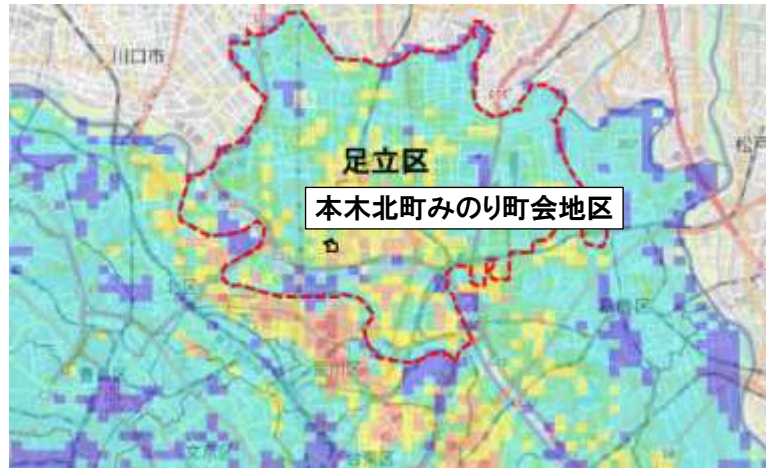
■建物全壊棟数

ほぼ全域で 20-50 棟の分布となっています。

<凡例>



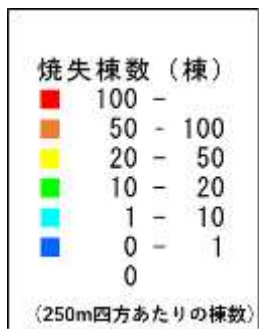
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



■建物焼失棟数

ほぼ全域で 100 棟より多い分布となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



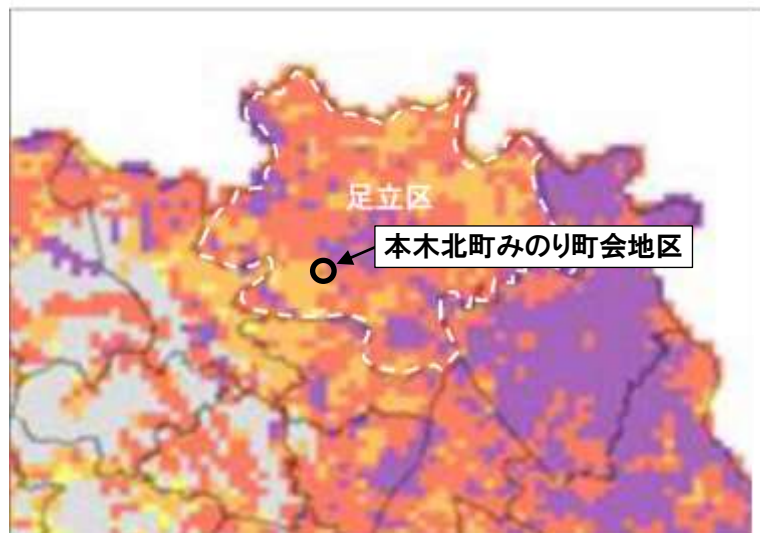
■液状化危険度

危険度が高い表示となっています。

<凡例>

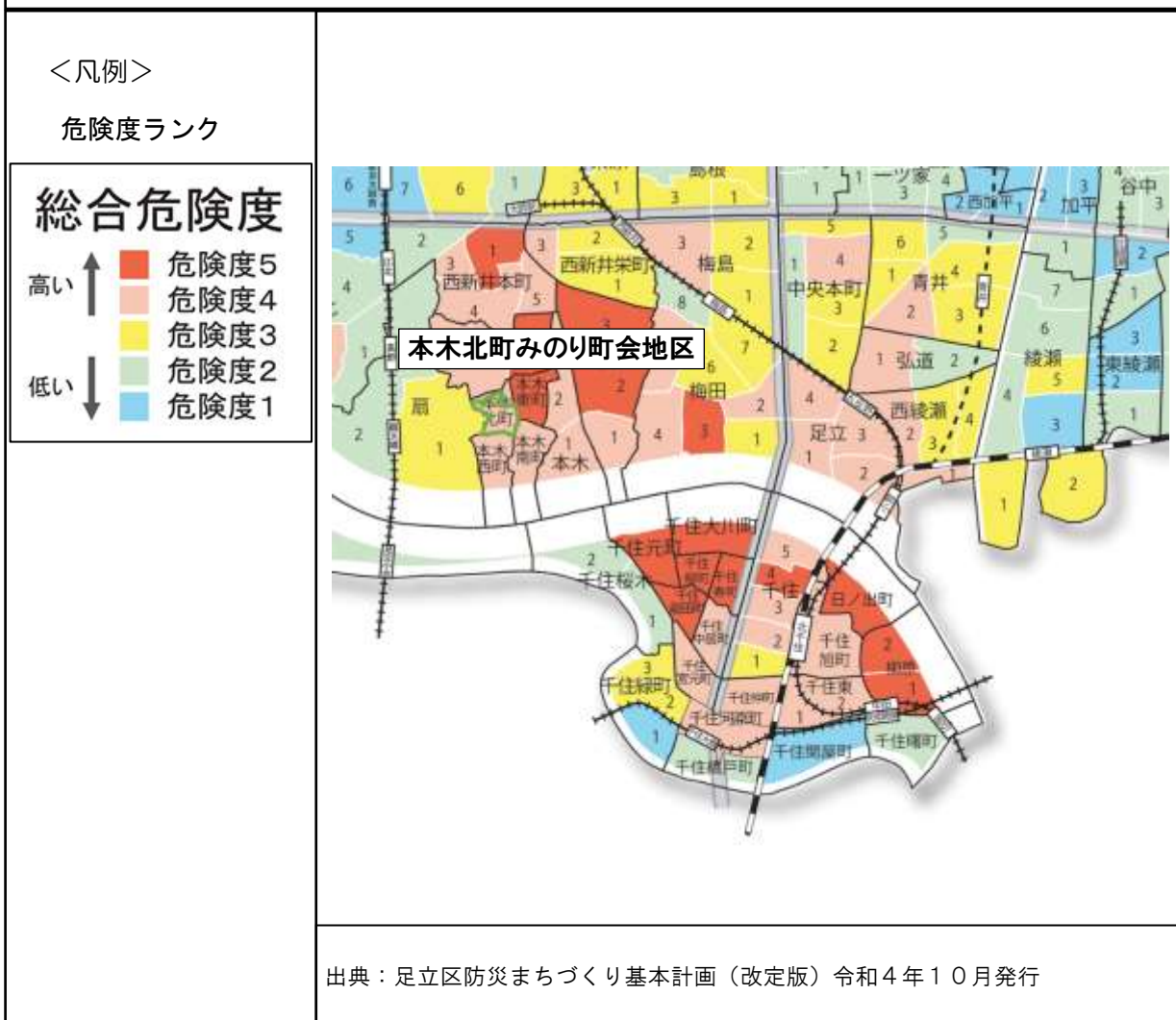


出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



② 地域危険度

「足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度^{※1}について危険度が**4**となっています。（都内5,192町丁目の中で総合危険度が、本木北町は**91位**^{※2}）



※1 総合危険度とは、区民の皆さんのまちの地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたものです。

※2 出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）

(3) 水害の被害想定

当町会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、芝川・新芝川があります。

① 荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

全域が0.5m以上、最大で3m以上5m未満の浸水区域と想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



■浸水継続時間

1日以上3日未満浸水が継続すると想定されています。



② 利根川が氾濫した場合

■最大浸水深

全域が0.5m以上、最大で3m以上5m未満の浸水区域と想定されています。町会の一部区域は早期立ち退き避難が必要な区域です。



出典：足立区洪水ハザードマップ

■浸水継続時間

3日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。



出典：足立区洪水ハザードマップ

③ 芝川・新芝川が氾濫した場合

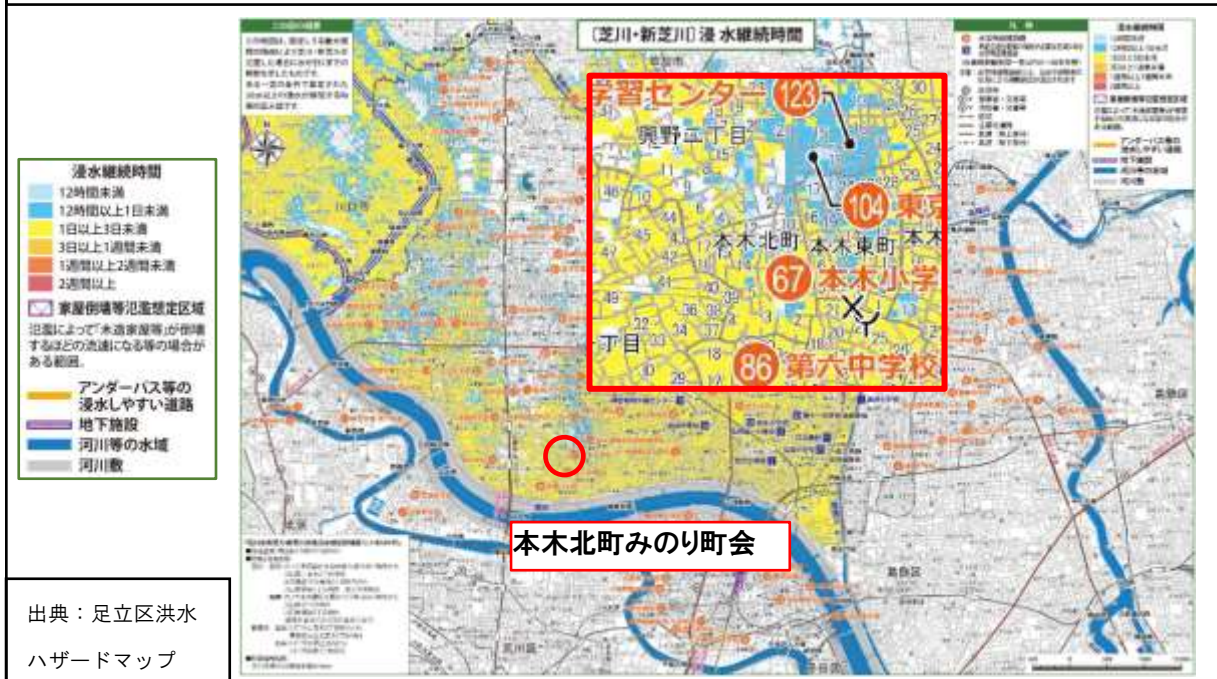
■最大浸水深

ほぼ全域で0.5m以上～3m未滿の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

1日以上3日未滿浸水が継続すると想定されています。



3 地震発生時の対応シナリオ

(1) 地震発生時の対応シナリオ

地震発生から、まず自分の身を守り、その後一時集合場所へ避難、さらに避難場所で避難するなどの対応シナリオ、行動の目安を次頁に整理しています。

(2) 地区防災マップ

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP18、19に整理しています。

地震発生時の対応シナリオ



一人ひとりに任されるよう頃から準備しておくことが重要

まず、自分の身を守る

各自まわりの状況を確認しましょう



危険が少ないと判断

火災の危険があると判断

火災の危険があり、一時集合場所に行けない

一時集合場所に集まる

地域での助け合い



火災の危険がなく、一時集合場所が安全

火災の危険があり、一時集合場所が危ない

一時集合場所で待機

避難場所に避難

火災の危険がなくなる

火災の危険がなくなる

家に被害があるか確認

被害がない

被害があり生活できない

家に戻る・在宅避難

避難所に避難

【一時集合場所】 田中稲荷神社

一時集合場所は、町会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。



一時集合場所には次の役割があります。

- 1) 二段階避難において
 - ① 情報伝達や各種連絡の場
 - ② 近隣相互の助け合いや安否確認
 - ③ 警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難
- 2) 延焼火災の危険がない場合において
 - ① 地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

【避難場所】 荒川北岸・河川敷緑地一帯

避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。



なお、地震時に、荒川方面に避難する際には、津波の発生が懸念されますので、荒川の河川敷に降りる場合、津波の情報収集に努めるなど十分に注意しましょう。

【第一次避難所】 本木小学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。



りが責
動がと
に、日
備や訓
くこと
す。

火災の発生に細心の注意を払いましょう

当町会は、家屋が密集する地域で、一度火災が発生すると、町内一帯に延焼する危険性が高くなっています。火事には特に注意しましょう。



火が小さいうちに消火器やバケツ、毛布などで消火

感震ブレーカーを設置しましょう。足立区では感震ブレーカーの設置助成を行っています



ブレーカーを落とす



ガスの元栓を閉める

東京ガスでは、震度5以上の地震発生時にガスメータが自動的にガスを遮断しますが、ガスの元栓は閉めるようにしてください。

日頃から、一時集合場所に至る複数の避難経路を確認してください

当町会は、家屋が密集する地域で、狭い道路が多くなっています。狭い道路では、ブロック塀や建物倒壊によって、道路が通れなくなる場合が想定されますので、複数の避難経路を確認し、平常時に実際に歩いておくことが重要です。



落ち着いて行動しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。落ち着いて行動するようにしましょう。避難時の服装などに注意しましょう。
⇒ヘルメット・防災ずきん、帽子
動きやすい服装、軍手
履きなれた底の厚い靴
夜間の懐中電灯



避難の時に、隣近所に声をかけましょう

避難するときには、ご近所の高齢者、妊婦の方、小さな子供がいるお宅などに、ひと声かけて避難しましょう。一声かけた情報（返事がなかったこと、不在だったこと、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



一人ではなく、みんなで助け合って救出活動を行います

ケガや危険を伴うので、救出活動は一人ではなく、複数で行うようにします。柱や梁に挟まれた人を発見したら、皆で声をかけて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。また、救出用資機材の保管場所も確認しておきましょう。



地区防災マップ

- 凡例
- 町会掲示板
 - ★ 消火資機材等の保管場所
 - 消火栓
 - 防火水槽
 - ★ 消火器
 - ▲ AED
 - 主要な施設
 - 班境界線
 - ➔ 避難経路(主要道路)
※地震・火災時の避難の例
 - 都道補助136号(予定)

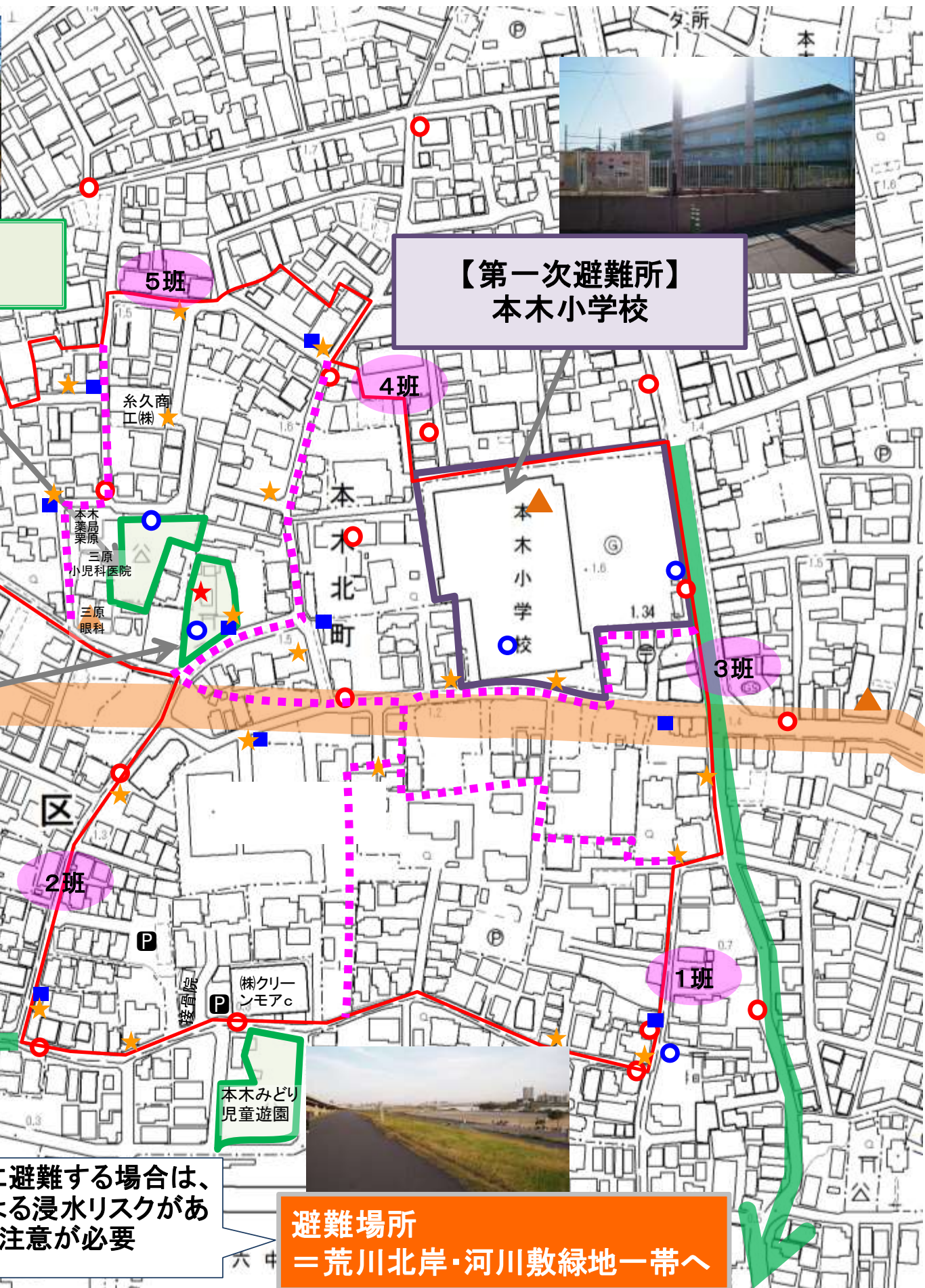


設備など



スタンドパイプ 配置





**【第一次避難所】
本木小学校**



避難する場合は、
大きな浸水リスクがあ
り注意が必要

**避難場所
＝荒川北岸・河川敷緑地一帯へ**

(C) ミッドマップ東京

※地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）（MMT 利許第 27173 号）を使用したものである。

(3) 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、町会内での議論を行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

■地区の課題と対応策（平成 30 年度 地区防災計画策定ワークショップ）

課題（意見含む）	方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所に集まるということはあまり意識していないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所に行けば、何らかの情報が得られ、助け合えるという意識を広める。
<ul style="list-style-type: none"> ・役員が参集することも特に決めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員がまずは一時集合場所に集まれるだけでも集まって、連絡を取り合うようなルールを作る。 ・役員が集まって、対策本部のようなものを立ち上げる方向で検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・「田中稲荷神社」が一時集合場所であるということがあまり周知できていない。 ・場所が狭く、神社の建物が老朽化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「田中稲荷神社」が一時集合場所であることを防災資源マップに記載するとともに、避難の方法などを理解するため、手順、考え方などを計画に盛り込む。 ・安否確認の方法を今後検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・各班、各組ごとに、安否確認をすることがいいと思う。 ・安否確認に、シールや旗のようなものを利用することも考えられる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・西新井消防署本木出張所が近くにあるので、消防署の指導を仰いだり、連携すると安心できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西新井消防署本木出張所や消防団との連携を強めることを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・火災が起こった時は、荒川に逃げる意識はあると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川北岸・河川敷緑地一帯が避難場所であるということを、防災資源マップに記載するとともに、避難の手順、考え方などを計画に盛り込む。
<ul style="list-style-type: none"> ・当町会は木造住宅が密集して危険な箇所が多く、みんなでわかっておくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりが避難の場所、避難の方法などを理解するため、手順、考え方などを計画に盛り込む。
<ul style="list-style-type: none"> ・町会の加入率は高い方であるが、町会全体としての高齢者、障害者の実態がわかりにくい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩きをしてみると、いつも歩いている道でも全然見ていなかったと感じた。 ・消火器の位置など、実際に利用する可能性が高い家の近くや班などの小さい単位で把握しておくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会の防災訓練で、班単位のまち歩きなどを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の訓練では、一部の人が実施し、見ているだけの人もいる。参加者が多いので全員が体験できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の訓練だけでなく町会の防災訓練も検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・都道補助 136 号が整備されると、ちょうど町会の真ん中に広い道路ができるので、そこに集合することも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状でも道路が整備されていないが、空き地になっているので、一時集合場所として適切かどうか検討する。

■地区の課題と対応策（令和4年度 地区防災計画見直しワークショップ）

課題（意見含む）	方向性
<p>○一時集合場所、備蓄について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所である田中稲荷神社に行けば、地域の情報が得られる。また、常備薬の備蓄等の対策をしている。 町会としては、バラバラに避難所に行くのではなく、田中稲荷神社に一度集まってから、ひとかたまりで避難所に移動する方がよい。 役員は一時集合場所を把握しているが、広く全世帯に周知することが課題である。 田中稲荷神社の倉庫には、区からもらった食料、包帯やタオル等、防災のための備蓄をしている。また、リスト化して管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画の概要版を配布し、一時集合場所の周知を図る。 備蓄品リスト（P36～37）に、現在の状況（品名、数量等）を記載する。
<p>○水害について</p> <ul style="list-style-type: none"> 水害と地震では対応が異なる。そのメリハリをつけた計画となるとよい。 水害は事前の避難ができる。とは言え、実際に2～3日前に避難するのは難しい。本木小学校には入りきれない。 本木小学校だけでなく、早めに第六中学校、寺地小学校を開けてほしい。 3mまで浸水するが、本木小学校の備蓄は1階に置いてある。区に相談したところ、前日に2階に持って行くように言われた。最初から2階に置けないのか。 田中稲荷神社の社務所は、2階に物資を置いてあるので、3mの浸水であれば大丈夫。そこまで避難するのが難しいが。 今はみんなスマホで情報が得られる。役所の方から正確な避難情報を出してもらいたい。 携帯を使えなくなった場合はどうするかも課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 水害時の避難の手順についても町会で検討する。 【区】荒川氾濫が予想される場合、足立区に台風が最接近する24時間前に、区内の水害時避難所を一齐開設する。 【区】区としての課題である。新しくできた小学校では2階に備蓄倉庫を作っている。ただ、全部建て替えるには時間がかかるため、人海戦術しかない。 【区】昨年4月に新たなスマホのアプリを公開したので、ぜひ活用いただきたい（P40資料2）。各避難所のリアルタイムの避難状況、満杯になった等がわかる。

4 水害時の対応シナリオ

(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールを P24、25 に整理しています。

(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報を P26、27 に整理しています。

水害が予想される場合の防災行動の概要

三密
対策

分散避難

避難所には多くの方が来ます。三密を避けるため、自宅の浸水リスクを把握し、避難所以外へ「分散避難」ができるか事前に検討をお願いします。

STEP 1 足立区洪水ハザードマップで、自宅の浸水リスクを確認



河川（荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川）ごとに水害を想定。避難方法を考えるために、まずは自宅や周辺の浸水する危険性を把握しましょう。お持ちでない方には企画調整課、区民事務所で配布しています。くわしくはお問い合わせください。 [問い合わせ先](#) 企画調整課 企画調整担当 ☎3880-5349



▲区のホームページでも閲覧可

避難方法の判断ポイント！

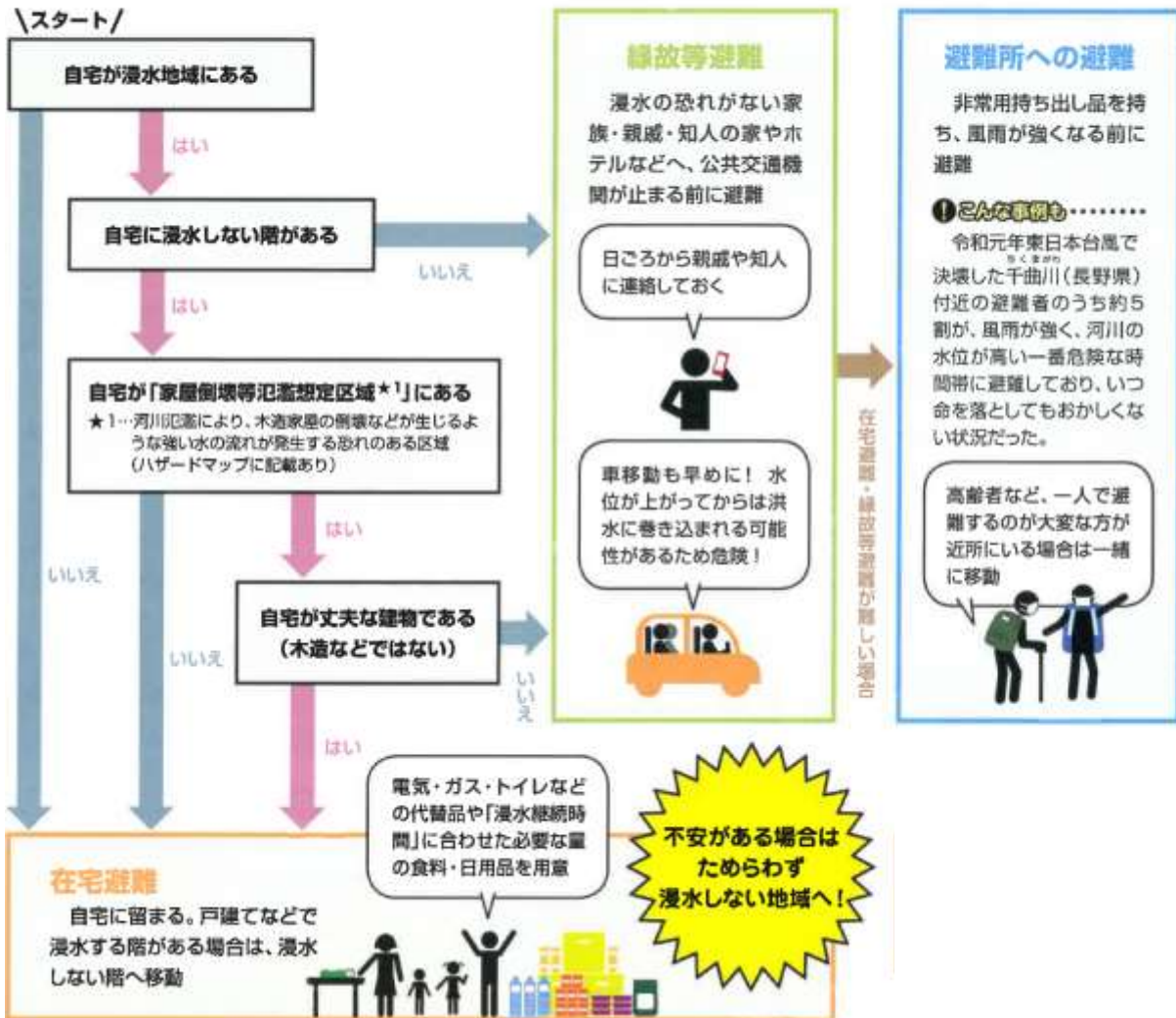
- 浸水深
- 浸水継続時間

河川ごとに確認して、ハザードマップの「避難行動メモ」に記入しておこう！

例えば、荒川氾濫時、千住地域の最大浸水深は、5m以上（3・4階まで浸水）の所もあれば、3～5m（2階まで浸水）の所も。自宅の場所や住んでいる階などで、避難方法を考えることが重要です。

STEP 2 自宅の浸水リスクを踏まえ、避難方法を検討

自宅の「浸水深」「浸水継続時間」を把握したら、下記のフローチャートを参考に避難方法を考えましょう。



開設・受け付け

災害対策本部*2が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。

★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置



受け付け*3で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。

- ・検温の実施 **感染症対策**
- ・運営ボランティアを募集 など

★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。

ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難中

避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合を除き、使用しません。



37.5℃以上の方は居室を分ける **感染症対策**

受け付け時に検温し、37.5℃以上の熱がある方の居室分けを行います。



避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの*4）や水、タオルなどは必ずご持参ください。

★4…乳幼児用のミルクなどを除く



物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。



最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を周知します。



閉鎖

雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。

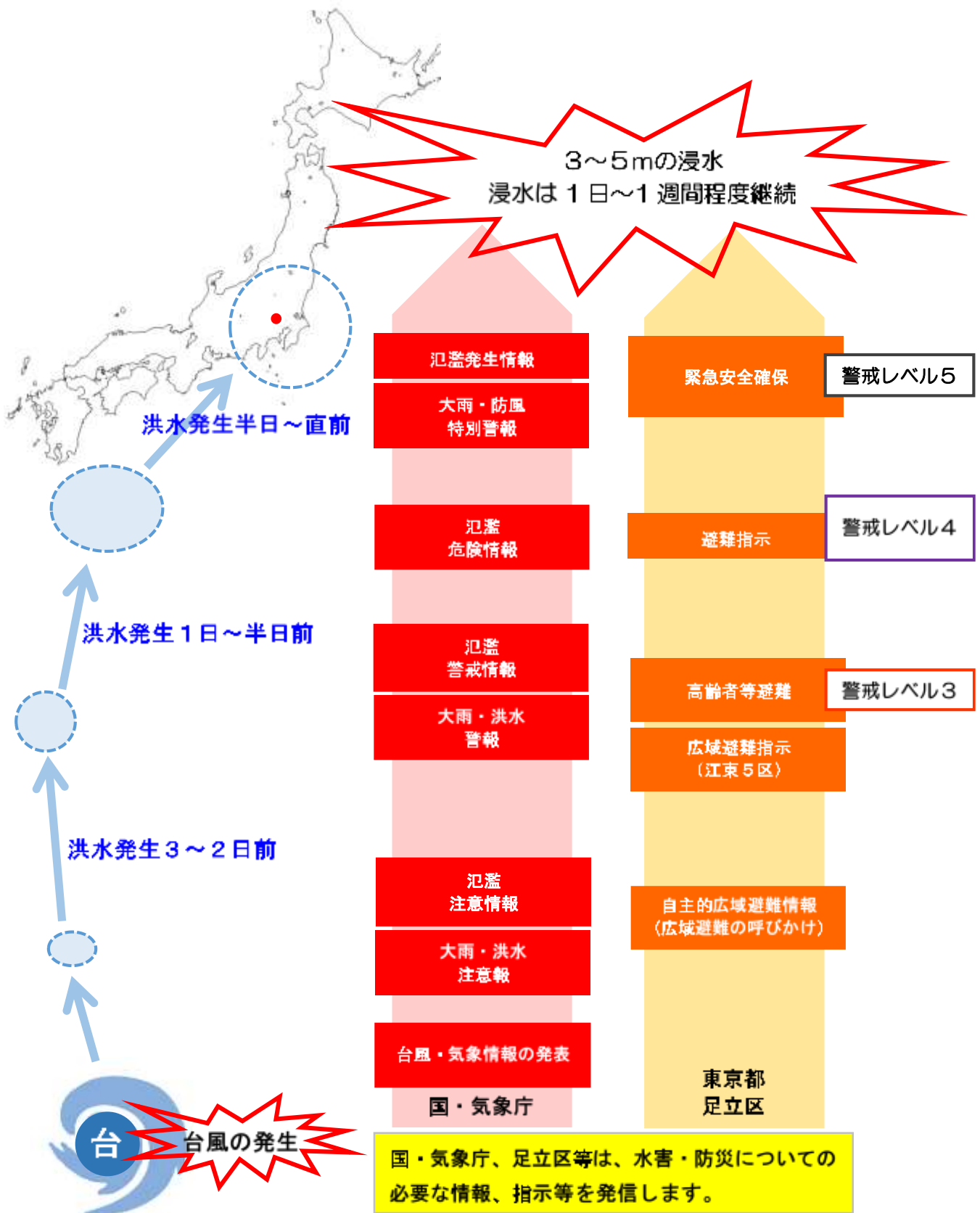


身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

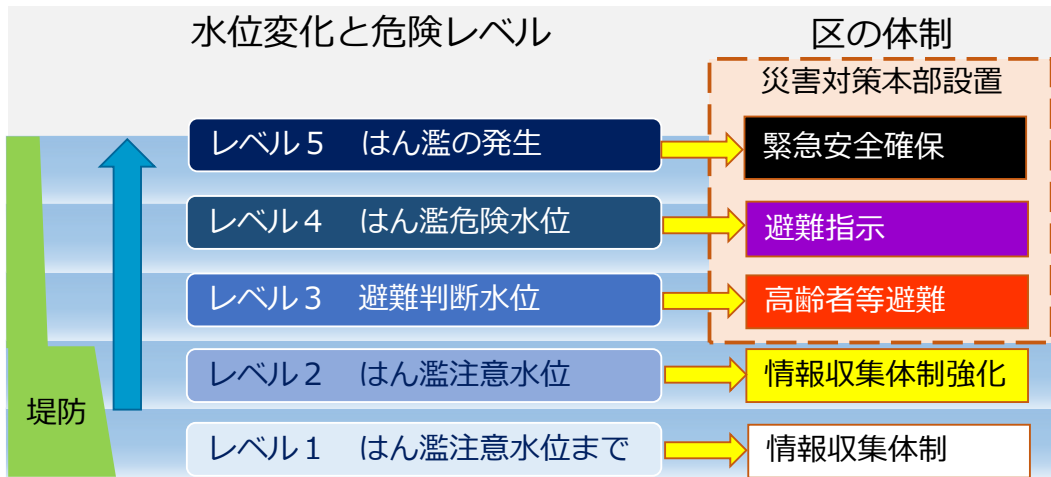
使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



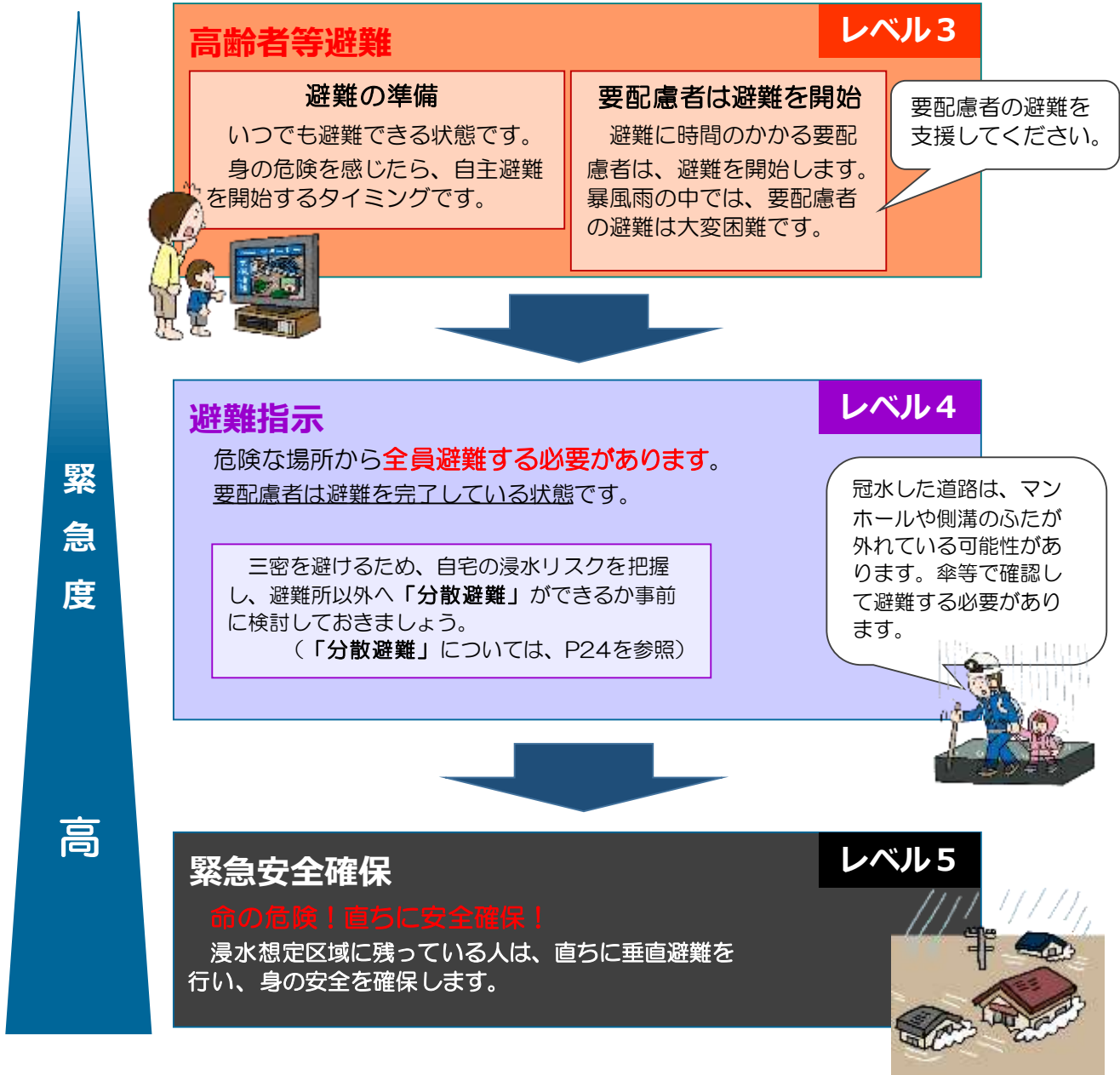
水害が予想される場合の対応シナリオ



■ 水位変化・危険レベルと足立区の体制



■ 避難情報について

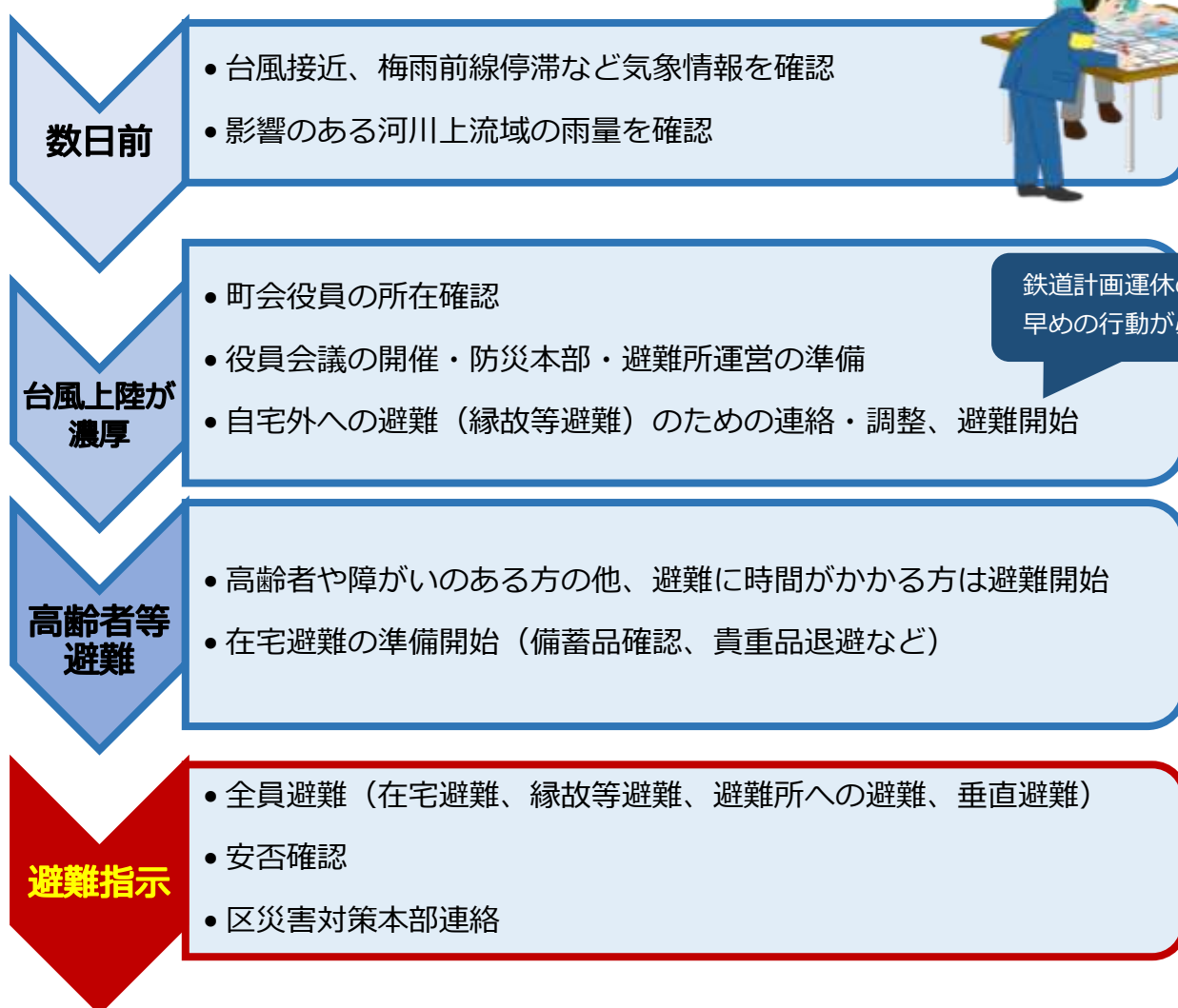


(3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。

コミュニティタイムラインの例を次頁に示します。



町会等でのコミュニティタイムラインの例

備えまでの時間	気象庁などからの情報	区からの情報	町会での備え (情報収集)	各家庭の備え (例)
3日～ 5日前	・台風予報 (進路・勢力等)	・注意の呼びかけ	・今後の台風の進路情報を調べる ・役員会開催の決定 ・避難準備の呼びかけ (備蓄品・貴重品・連絡手段など)	・今後の台風を調べ始める ・必要な常備薬を確保する ・家周りの安全を確保する ・備蓄品や非常持ち出し品を準備する
2日前	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・台風の進路	・自主避難など注意の呼びかけ ・避難所開設準備 ・土のう貸出し	・避難準備の呼びかけ (縁故等避難、避難所避難の準備) ・避難の呼びかけ (早めの避難)	・携帯電話の予備電源の確保 ・避難方法や移動手手段等の決定
1日前	・大雨警報 ・洪水警報 (荒)洪水予報 (はん濫注意情報発表)	・要配慮者利用施設への洪水予報 (はん濫注意情報)伝達 ・高齢者等避難を発令	・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保 ・避難所運営に協力	・携帯電話の充電 ・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保
半日前	・場合によって大雨特別警報 (荒)洪水予報 (はん濫警戒情報発表) <避難判断水位>	・避難指示	・身の安全確保(垂直避難など) ・安否確認	・携帯メールで避難指示の受信 ・身の安全確保(垂直避難など) ・避難完了
5時間前	(荒)洪水予報 (はん濫危険情報発表) <はん濫危険水位>		・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
3時間前			・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
0時間前	氾濫発生情報	緊急安全確保	・安否確認	・直ちに安全確保 (垂直避難など)

(荒)は荒川下流河川事務所からの情報

5 町会における平時の備え

(1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるように、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■事前対策リスト(自助)

<被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が揺れて開かないようにする（耐震ラッチなど）
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	<input type="checkbox"/> フロアの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共有情報	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝言用ダイヤルなど家族の連絡方法の確認

<備蓄>

必ず備蓄するもの	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、7日分を推奨）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ（便袋）
	<input type="checkbox"/> 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、7日分を推奨）	
避難・救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	<input type="checkbox"/> ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック（物資の持ち運び用）	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク（水の配給時に必要）	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	<input type="checkbox"/> ラップ（食器にかぶせて使用）	<input type="checkbox"/> ビニールシート（敷物、雨よけ）
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙（防寒、燃料）

<避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常用持出し	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資は限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

■事前対策リスト(共助)

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> 出火したばかりの火災があったとき 隣近所で消火器での消火、バケツリレー
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト(可能な範囲で)等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> 集合人員をリストで確認
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> 火災延焼時には避難場所に避難 家が無事ならば在宅避難 家が被害の場合は避難所へ
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ(ワンセグ)や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	<ul style="list-style-type: none"> 一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> 班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声掛けに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> 拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防団などへ連絡 民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材(パール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど)が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> 支援は可能な範囲で
避難先で町会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、町会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 避難先で班長が集まって町会全体の安否を確認 避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、町会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 町会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※ 町会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

(2) 体制づくり

① 防災について話し合う機会づくり

- 地区防災計画で検討した事項を具体化するとともに、町会の防災への取り組み方や実施状況を振り返る機会として、町会の役員会において、防災について話し合う。

【今後の取組み】

- 町会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- 町会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の防災関連制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員の派遣を要請

② 町会役員による初動時の検討

- ③以降で示す一時集合場所の検討や、初動時の町会としての活動方法、町会等のイベントと絡めた防災に関する普及啓発活動などについて、町会役員が率先する役割を果たす。

【今後の取組み】

- 一時集合場所に集まった後に、町会としてどのような活動を行うべきか、連絡体制、安否確認などについて、町会役員が率先して検討を始める。

③ 初動体制及び活動

一時集合場所・役割を周知し、班ごとに初動活動を行えるように体制を整備していくことを検討していく。

- 初動活動：被害状況、安否情報の把握（参集者で情報交換）
火災発生時の初期消火活動
家屋倒壊等発生時の救出活動

【今後の取組み】

- 現在、「田中稲荷神社」が一時集合場所であるが、今後、道幅が広い道路が整備されることも含め、一時集合場所や避難経路などを検討していく。
- 防災マップを掲示板に貼るなど一時集合場所の周知を検討する。

④ 延焼火災発生時の避難

- ・避難場所は、荒川北岸・河川敷緑地一帯への避難となっている。状況に応じてそれぞれ安全に避難できる方に避難する。

【今後の取組み】

- ・荒川北岸・河川敷緑地一帯が避難場所であることを町会員に周知する方法を検討する。

⑤ 町会のイベントと連携した防災意識の啓発

- ・イベントと併せて防災を学ぶ機会や防災サポーターの募集を企画・検討

■町会での防災訓練

- ・町会の人に集まってもらって、簡単にできる訓練（消火器の位置の把握など）から始める。
- ・避難所運営会議の訓練ではできない訓練やより内容を絞った訓練などを検討する。

■町会の掲示板に防災マップを掲示

- ・避難場所や資器材の場所が分かるマップを掲示板に貼り、周知することを検討する。

■町会イベントと合わせて防災啓発を実施

- ・地震体験車の派遣（区へ依頼することができる）
- ・防災DVD（アニメなど）の放映
（区へDVDの貸し出しを依頼することができる）
- ・防災ワークショップ
（クイズ、災害時に役立つ「紙食器作り」、
「子ども防災博士」の認定証、スタンプラリーなど）



⑥ 資器材・備蓄品等の備え

- ・今ある資器材の活用を検討する。
- ・区の補助金などを活用して、計画的な資器材・備蓄品の整備・購入等を検討

【現在の資器材の状況】

資器材など	配置場所
スタンドパイプ	田中稲荷神社

⑦ 防災訓練の実施

- ・年度当初に町会活動の年間スケジュールを作成する際に、防災訓練を計画し、町会員に周知
- ・年中行事となっているイベントの企画・準備の会合を行う際は、防災について学ぶ機会や防災サポーターの募集活動などを組み込むことを検討
- ・消火など防災技術の向上を図るため、消防署と連携した訓練等の実施を検討

※ 様式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (本木小学校)		
	病院		

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
水	長期保存水	2L (1BOX=6本)	60		
	水	2L (1BOX=6本)	342 (57BOX)	左庫：1F	
	5年保存水	500ml	24	左庫：2F	
食糧	アルファ米	五目ご飯	56	左庫：2F	
	アルファ米	わかめご飯	56	左庫：2F	
	アルファ米	白ご飯	6	左庫：2F	
	アルファ米		100		
	ビスケットバー		6	左庫：2F	
	パン缶		12	左庫：2F	
	ビスケット(ク ラッカー)		50		
日用品	ランタン(LED)	単一乾電池	2		
	乾電池	単一(6個組)	4		
	〃	単三(14個組)	1		
	スマホ・充電器	単三乾電池	1		
	ごみ袋(70L)	20枚入り	1		
	ごみ袋(45L)	30枚入り	1		
	タオルセット (業務用)	10枚入り	3		
	日用品入れコン テナー		2		
	布ガムテープ		2		
	養生テープ		2		
	マスク(不織布)	50枚	1		
	カセットガスコ ンロ	イワタニ・ スリム	1		
	カセットガスボ ンベ	3本組	2		
	食品熱キット	Mタイプ	12回分	左庫：2F	

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
日用品	ほっとイレG (災害用トイレ 処理剤)	1BOX=150	450	左庫：2F	
	トイレ用ビニール袋(黒)		多数	左庫：2F	
	トイレトーパー		18R	左庫：2F	
	コンパクト・シ ュラフ		20	左庫：2F	
	ご座		10	左庫：2F	
	座布団		15	左庫：2F	
	ソーラー&ダイ ナモLEDライト		20	左庫：2F	
	レジャーライト	単一×4なし	4	左庫：2F	
	ダンボールトイレ		1	左庫：2F	
消火用具	スタンドパイプ		1	左庫：1F	
救出救助用 資機材	滑り止め軍手	12組セット	1		
	災害救助用毛布 (銀色)		20	左庫：2F	
	災害用少人数救 急箱		1	左庫：2F	
	三角巾及び添え 木		多数	左庫：2F	
その他	リヤカー		1	右庫：1F	

※保管場所は、田中稲荷神社の倉庫内の位置を示す。

参考様式 3 町会年間スケジュール

- 年間スケジュールは任意様式とする。
- 従来、町会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（年度）（例）

年	月	町会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月	春の交通安全運動	
	5月	総会	
	6月		
	7月	ラジオ体操 納涼盆踊り大会	
	8月		
	9月	秋の例大祭、敬老のお祝い 秋の交通安全運動	
	10月		
	11月	七五三お祝い	避難訓練（避難所運営、近隣 4 町会）
	12月	歳末夜警	
年	1月	新年会	
	2月	初午祭り	
	3月	荒川ウォーク	

防災区民組織役員名簿

役 職	氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）			
副本部長 （副会長）			
総務部	部長		
	副部長		
情報部	部長		
	副部長		
防火部	部長		
	副部長		
救護部	部長		
	副部長		
避 難 誘導部	部長		
	副部長		
給食部	部長		
	副部長		

資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

「足立区防災アプリ」は、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。令和 4 年 4 月にリニューアルしました。



このアイコンが目印！



※画像はイメージです

【足立区防災アプリの機能】

- ① 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることができます。
- ② 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせします。
- ③ GPS 機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ④ 各種ハザードマップや防災マップを搭載しています。

ダウンロードはこちらから⇒ iPhone 端末

Android 端末



同内容の PC サイト（足立区災害ポータルサイト） <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>

資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示された URL にアクセスし、登録することができます。

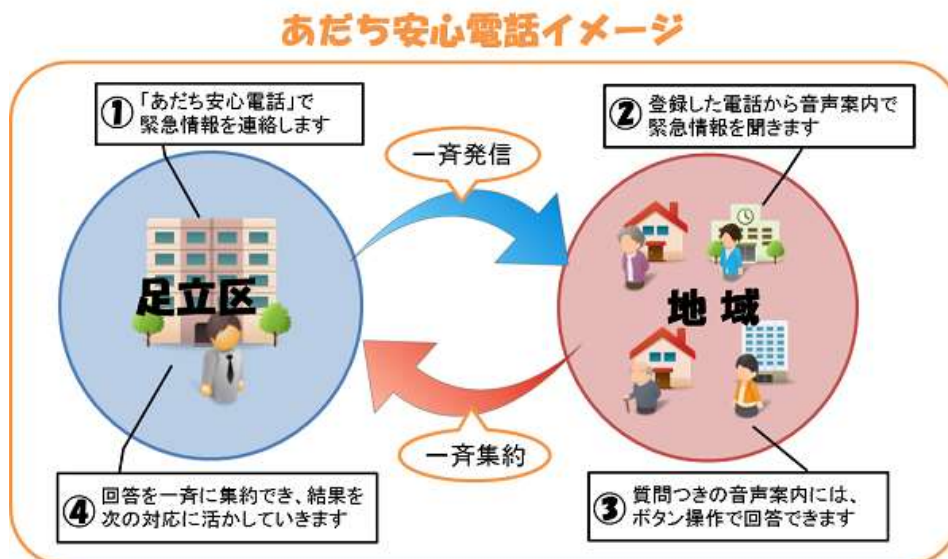
adachi@sg-m.jp



- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録受付を開始しました。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。



下記の方法で申込むことができます。

- ① ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



- ② 報道広報課（足立区役所本庁舎南館9階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

- ③ 「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
TEL：03-3880-5514

資料 5 感震ブレーカーの設置助成

足立区では、災害時に避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に費用の一部を助成する制度を設けています。

感震ブレーカーは、震度 5 強相当の地震をセンサーが感知したとき、警報を発し、約 3 分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する器具です。

設置助成をうける要件は次のとおりです。

(1) 特定地域（建物倒壊危険度ランクⅢにおいて、特に緊急的な安全対策が望まれる地域）であること → 本木梅田周辺地域は対象となっています。

(2) 対象世帯

① 一般世帯

特定地域内にある住宅で居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）

② 特例世帯

上記①一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯もしくは賃貸住宅所有者

- ・ 65歳以上の方が含まれる
- ・ 要介護者が含まれる（要介護 3～5）
- ・ 障がい者が含まれる
（身体障害 1～4 級、精神障害 1～3 級、知的障害愛の手帳総合判定で 1～4 度）
- ・ 非課税者のみ

詳しくは、足立区ホームページ（感震ブレーカーの設置助成）をご覧ください。または下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ窓口】

足立区建築防災課耐震化推進係
（足立区役所本庁舎中央館 4 階）
TEL 03-3880-5317（直通）

資料 6 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」ときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1) 下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：050-5527-2305

(2) 24 時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3) 通話料は有料となります。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



資料 7 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和 2 年 9 月 14 日に「足立区 LINE 公式アカウント」を開設しました。

「足立区 LINE 公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNS アプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1) ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

(2) 主な配信情報

- ・ 台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
- ・ 緊急でお知らせしたい重要な情報
- ・ 「あだち広報」発行情報（月 2 回）
等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3) 災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、A-メールどちらにも配信します。



Memo